

「軽自動車税・グリーン化特例（軽課）の大 幅見直し」

① 現行制度を2年間延長（令和2年度分、令和3年度分まで）

② 特例（軽課）対象を電気自動車等に限定

（令和4年度分、令和5年度分）

消費税率引上げに配慮し、現行制度を2年間延長した上で、令和3年4月1日以後に初回新規登録等を受けた軽自動車から適用されます。

現行の「軽自動車税・グリーン化特例（軽課）」について、環境性能割の導入を契機に、軽自動車に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象が、電気自動車等に限定されます。

① 現行制度を2年間延長（令和2年度分、令和3年度分まで）

車種区分		標準税率 (税額)	グリーン化特例（軽課税額）		
			(ア)75%軽減	(イ)50%軽減	(ウ)25%軽減
軽自動車	三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
	四輪以上	自家用	10,800円	2,700円	5,400円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

- (ア) 電気・天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合または、平成21年排出ガス基準10%低減）
- (イ) 乗用：平成30年排出ガス基準50%低減達成または、★★★★★かつ平成32年度燃費基準+30%達成
—— 貨物：平成30年排出ガス基準50%低減達成または、★★★★★かつ平成27年度燃費基準+35%達成
- (ウ) 乗用：平成30年排出ガス基準50%低減達成または、★★★★★かつ平成32年度燃費基準+10%達成
貨物：平成30年排出ガス基準50%低減達成または、★★★★★かつ平成27年度燃費基準+15%達成

※★★★★とは、平成17年排出ガス基準75%低減達成車です。

② 軽自動車に係るグリーン化特例（軽課）の対象が、上記①の（ア）に限定されます。

（令和4年度分、令和5年度分）



「個人住民税・ふるさと納税制度の見直し」（令和元年6月1日から）

制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方団体が創意工夫をすることで全国各地の地域活性化に繋げるための見直しにより、6月1日以後、ふるさと納税に係る指定制度が創設・施行されました。

具体的には、総務大臣が次の基準に適合した地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する仕組みです。

① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体

② （①の地方団体で）返礼品を送付する場合に③ は、次のいずれも満たす

- ・ 地方団体
- ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
- ・ 返礼品を地場産品とすること

この改正は、6月1日

以後に支出された寄附金について適用となります。され特例控除の対象外となりますのでご注意ください。

下川町は、ふるさと納税の対象となる地方団体です。（令和元年6月1日から翌年9月30日までの期間（1年4ヶ月間））制度内容や指定団体の詳細は、総務省のホームページをご確認ください。

「法人住民税・法人税割の税率改正」（令和元年10月1日から）

10月1日の消費税率10%への引上げ時に、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人税割の一部が地方交付税原資化されることから、税率を